居　宅　介　護　支　援

重　要　事　項　説　明　書

介護屋みらい　船橋店

介護保険事業者指定番号　1270906991

船橋市滝台町１０７-４２　３０１号室

電話 047-404-2660　-　FAX 047-404-2661

＜　令和　8年 10月 1日 現在　＞

１．当社が提供するサービスについての相談窓口

電話　　047-404-2660（午前9時～午後6時まで）

担当　　檀原　匠　（主任介護支援専門員）　　尚、緊急時の場合は２４時間対応（050-1793-6435）

＊介護などに関してご不明な点はおたずねください。緊急時対応はAI電話受付後に即時確認し、対応いたします。

２．介護屋みらい船橋店　居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護屋みらい　船橋店　　(千葉県介護保険事業者指定番号1270906991)
所在地	船橋市滝台町１０７-４２　３０１号室
介護保険指定番号	居宅介護支援　1270906991
サービスを提供する	船橋市

（２）同事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員）	業務管理	1名	（常勤・兼務）		
主任介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	1名以上	（常勤・専従）	1名	（常勤・兼務）
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	3名以上	（常勤・専従）		

（３）営業時間

平日	午前9時～午後6時

※　土曜日、日曜日、祝日、8月13日～15日及び12月29日～1月3日は休業

３．居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

概ね次の手順で進めてまいります。

(1)お客様からの介護支援サービスの利用申し込み

(2)お客様のご自宅を訪問し、お客様の身心の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で、自立した日常生活がおくれるよう、解決すべき課題を把握・分析します。

(3)お客様やご家族が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。

(4)上記（2）の解決すべき課題や（3)のご希望を考慮し、また主治医やサービスの事業所と協議して、お客様に適した居宅サービス計画を作成しご確認の上、ご了解をいただきます。

(5)居宅サービス計画に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

(6)介護サービス提供後も、継続的にお客様の身心の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

※　利用者は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることと、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

※　公正中立性の確保については重要事項説明書別紙をご参照ください。

※　サービス状況の経過観察を行う際に、一定の条件を満たした場合に、ご利用者及びご家族に事前に同意を得たうえで、ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する場合があります。

※　書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行わせて頂く場合があります。

４．利用料金

（１）利用料　　（重要事項説明書別紙参照）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※　保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日船橋市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（要介護１・２）１１，７７２円　（要介護３～５）１５,２９５円

※　３年毎の介護報酬改定および５年毎の介護保険制度改定により上記金額は変更することがあります。

なお、金額の変更がある場合は別紙にてお知らせいたします。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

（３）解約料

[請求しない場合]

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・お客様が介護保険施設に入所した場合
・お客様が入院などによりサービスの利用が６ヶ月以上なかった場合
・お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他
事業者は、利用者またはその家族等が、事業者や介護支援専門員その他の職員に対して、契約を継続し難い程度の身体的な攻撃（暴力、傷害等）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）、威圧的な言動、継続的かつ執拗な言動、拘束的な言動（監禁等）、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の迷惑行為等により、職員の就業環境を害した場合、何らの催告を要せず直ちに文書で通知することにより、契約を解除することができます。なお、本項に基づく契約解除により利用者に損害が生じた場合であっても、事業者は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

６．当社の居宅介護支援の特徴等

（１） 運営の方針

第一に皆様のご意向を大切にします。
無理のない介護計画の作成と適切かつ公正中立なサービスの管理に努めます。
私共の経験を生かし、皆様の良きパートナーとして生活支援します。

（２） 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、お客様の身心の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

（３） サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	―	当社独自の方法
介護支援専門員への研修の実施	○	必要とされるケアマネ協会研修に出席
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	○	前記４の（３）参照
その他		

(4) 介護サービスを受けるにあったっての重要事項

① お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、お客様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

② 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変化があったときは、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

(5)居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

① お客様のご依頼に基づき、要介護認定の申請（新規･変更･更新）を代行します。

② 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書をお客様に代わりに市役所の窓口にお届けします。

※①②の代行にあたっては、手続き上、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。

③ その他介護保険制度に関するご相談に応じます。

７．事故が発生した場合の対応

居宅介護支援時の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかにご家族の方及び市役所にご連絡するとともに、必要な処置を講じます。

８．秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されますよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前にご了解を頂きます。

９．サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　　林　敬子（管理者）　　電話　　047-404-2660
（苦情解決責任者）

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市役所介護保険課	
〒273-8501　千葉県船橋市湊町2-10-25	電話　047-436-2302
千葉県国民健康保険団体連合会　　苦情処理係	
〒263-0016　千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3	電話　043-254-7318

１０．当社の概要

名称・法人種別	株式会社　介護屋宮﨑
代表者役職・氏名	代表取締役　宮﨑　里美
本社所在地・電話番号	東京都江戸川区西小岩4-2-11-101
定款の目的に定めた事業	１、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 ２、介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業 ３、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業 ４、介護保険法に基づく相談援助 ５、 その他これに付随する業務
営業所数等	居宅介護支援　2箇所

※　事業所の運営規定の概要等の重要事項について、当法人ホームページでもご確認頂けます。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　　船橋市滝台町１０７-４２　３０１号室

名称　　介護屋みらい　船橋店

説明者　　介護支援専門員

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿